

指定居宅介護支援事業所管理者 様
指定介護予防支援事業所管理者 様

浜松市介護保険課長

短期入所サービス利用者における介護保険負担限度額認定等の
更新申請について(依頼)

日ごろ、介護保険事業につきましては、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、短期入所サービスを利用されている方の介護保険負担限度額認定証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴事業所において居宅(介護予防)サービス計画を作成されている方のうち、令和5年8月以降に短期入所サービスの利用が見込まれる方の介護保険負担限度額認定の更新申請をご支援いただきますよう、ご依頼申し上げます。

なお、令和5年5月31日付で現在負担限度額認定を受けている利用者の住所地あてに、本日勸奨通知をお送りいたしました。通知の内容につきましては、別紙のとおりですのでご承知おきください。

また、介護保険負担限度額認定証と同様に、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証も更新となります。更新の該当者には、申請書等を住所地あてに、勸奨通知をお送りいたしますので、あわせてご配慮いただきますようお願いいたします。

- ※ 明らかに要件に該当しない場合には、必ずしも申請をする必要はございません。
- ※ お問い合わせは、事業所所在地の区役所長寿保険課(市外は本庁介護保険課)までお願いします。

中区役所	電話：4 5 7 - 2 3 3 7	北区役所	電話：5 2 3 - 2 8 6 3
東区役所	電話：4 2 4 - 0 1 8 4	浜北区役所	電話：5 8 5 - 1 1 2 2
西区役所	電話：5 9 7 - 1 1 1 9	天竜区役所	電話：9 2 2 - 0 0 6 5
南区役所	電話：4 2 5 - 1 5 7 2	本庁介護保険課	電話：4 5 7 - 2 8 6 2